

【表紙】

【提出書類】 変更報告書No.4

【根拠条文】 法第27条の25第1項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 弁護士 渡邊 剛

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【報告義務発生日】 2025年6月23日

【提出日】 2025年6月30日

【提出者及び共同保有者の総数（名）】 2

【提出形態】 連名

【変更報告書提出事由】 株券等保有割合が1%以上減少したこと及び保有する株券等の内訳の変更

第 1 【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社セキド
証券コード	9878
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第 2 【提出者に関する事項】

1 【提出者（大量保有者） / 1】

（ 1 ） 【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（ケイマン諸島法人）
氏名又は名称	エボ ファンド（Evo Fund）
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、グランド・ケイマンKY1-9005、カマナ・ベイ、ワン・ネクサス・ウェイ、インタートラスト・コーポレート・サービシズ（ケイマン）リミテッド方
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	2006年12月22日
代表者氏名	リチャード・チゾム
代表者役職	取締役
事業内容	投資事業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒100-8136 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 弁護士 原口 夕梨花
電話番号	03-6775-1000

（ 2 ） 【保有目的】

純投資であり、状況に応じて、第一提出者は発行者の経営陣に対して経営の助言を行う場合がある。

(3) 【重要提案行為等】

該当なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	200,000		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A 400,000	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 600,000	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T 600,000		
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U 400,000		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （2025年6月23日現在）	V 2,540,928
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）	20.40
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）	25.40

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2025年5月26日	株券（普通株式）	200,000	6.80	市場外	処分	借株の返還
2025年5月26日	株券（普通株式）	200,000	6.80	市場外	取得	借株

2025年6月9日	新株予約権証券 (第15回)	500,000	17.00	市場外	取得	1.23
2025年6月9日	新株予約権証券 (第16回)	200,000	6.80	市場外	取得	0.28
2025年6月9日	新株予約権証券 (第17回)	200,000	6.80	市場外	取得	0.14
2025年6月11日	株券(普通株式)	200	0.01	市場内	処分	
2025年6月12日	株券(普通株式)	800	0.03	市場内	処分	
2025年6月13日	株券(普通株式)	200	0.01	市場内	処分	
2025年6月16日	株券(普通株式)	1,300	0.04	市場内	処分	
2025年6月16日	新株予約権証券 (第15回)	2,000	0.07	市場外	処分	新株予約権の 行使
2025年6月16日	株券(普通株式)	2,000	0.07	市場外	取得	700(新株予 約権の行使に よる取得)
2025年6月17日	株券(普通株式)	4,400	0.15	市場内	処分	
2025年6月18日	株券(普通株式)	105,700	3.59	市場内	処分	
2025年6月18日	株券(普通株式)	59,400	2.02	市場外	処分	865
2025年6月18日	新株予約権証券 (第15回)	170,000	5.78	市場外	処分	新株予約権の 行使
2025年6月18日	株券(普通株式)	170,000	5.78	市場外	取得	700(新株予 約権の行使に よる取得)
2025年6月19日	株券(普通株式)	156,000	5.30	市場内	処分	
2025年6月19日	株券(普通株式)	25,000	0.85	市場外	処分	826.03
2025年6月20日	株券(普通株式)	19,000	0.65	市場内	処分	
2025年6月23日	株券(普通株式)	128,000	4.35	市場内	処分	
2025年6月23日	新株予約権証券 (第15回)	328,000	11.15	市場外	処分	新株予約権の 行使
2025年6月23日	株券(普通株式)	328,000	11.15	市場外	取得	777(新株予 約権の行使に よる取得)

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

関戸正美氏より借株200,000株。
発行者と第1提出者は2025年6月9日付で、新株予約権証券（第15回、第16回及び第17回）の第三者割当に関して買取契約を締結した。同契約は、(1)発行者が、第1提出者による新株予約権（第15回、第16回及び第17回）の行使を禁止する期間をいつでも指定できること、(2)提出者が新株予約権証券（第15回、第16回及び第17回）を譲渡しようとする場合、発行者の取締役会の合意を得なければならないこと、(3)発行者が別段の指示をしない限り、新株予約権（第16回）は2026年6月10日以降に行使可能であり、新株予約権（第17回）は2027年6月10日以降に行使可能であること及び(4)一定の条件を満たす場合、第1提出者は、発行者が指定した数を超過する新株予約権（第15回、第16回及び第17回）を行使してはならないことを規定している。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	84
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	借株200,000株
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	84

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 （千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

2 【提出者（大量保有者） / 2】

(1) 【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（米国法人）
氏名又は名称	エボリューション・キャピタル・マネジメント・エルエルシー （Evolution Capital Management LLC）
住所又は本店所在地	10ステートライン・ロード、クリスタル・ベイ、ネバダ州、89402、アメリカ合衆国
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	2022年5月16日
代表者氏名	リチャード・チゾム
代表者役職	最高経営責任者
事業内容	投資事業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒100-8136 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 弁護士 原口 タ梨花
電話番号	03-6775-1000

(2) 【保有目的】

純投資（投資一任契約に基づく運用を目的としている。）

(3) 【重要提案行為等】

該当なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			200,000
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H 400,000
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 600,000
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		600,000
保有株券等の数（総数） （0+P+Q-R-S）	T		0

保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U	400,000
--	---	---------

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （2025年6月23日現在）	V	2,540,928
上記提出者の株券等保有割合（％） （ T / （ U+V ） × 100 ）		0.00
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）		0.00

（５）【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2025年5月26日	株券（普通株式）	200,000	6.80	市場外	処分	借株の返還
2025年5月26日	株券（普通株式）	200,000	6.80	市場外	取得	借株
2025年6月9日	新株予約権証券 （第15回）	500,000	17.00	市場外	取得	1.23
2025年6月9日	新株予約権証券 （第16回）	200,000	6.80	市場外	取得	0.28
2025年6月9日	新株予約権証券 （第17回）	200,000	6.80	市場外	取得	0.14
2025年6月11日	株券（普通株式）	200	0.01	市場内	処分	
2025年6月12日	株券（普通株式）	800	0.03	市場内	処分	
2025年6月13日	株券（普通株式）	200	0.01	市場内	処分	
2025年6月16日	株券（普通株式）	1,300	0.04	市場内	処分	
2025年6月16日	新株予約権証券 （第15回）	2,000	0.07	市場外	処分	新株予約権の 行使
2025年6月16日	株券（普通株式）	2,000	0.07	市場外	取得	700（新株予 約権の行使に よる取得）
2025年6月17日	株券（普通株式）	4,400	0.15	市場内	処分	
2025年6月18日	株券（普通株式）	105,700	3.59	市場内	処分	
2025年6月18日	株券（普通株式）	59,400	2.02	市場外	処分	865
2025年6月18日	新株予約権証券 （第15回）	170,000	5.78	市場外	処分	新株予約権の 行使

2025年6月18日	株券（普通株式）	170,000	5.78	市場外	取得	700（新株予約権の行使による取得）
2025年6月19日	株券（普通株式）	156,000	5.30	市場内	処分	
2025年6月19日	株券（普通株式）	25,000	0.85	市場外	処分	826.03
2025年6月20日	株券（普通株式）	19,000	0.65	市場内	処分	
2025年6月23日	株券（普通株式）	128,000	4.35	市場内	処分	
2025年6月23日	新株予約権証券（第15回）	328,000	11.15	市場外	処分	新株予約権の行使
2025年6月23日	株券（普通株式）	328,000	11.15	市場外	取得	777（新株予約権の行使による取得）

（６）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

投資一任契約に基づく運用を目的としている。

（７）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	84
上記（Y）の内訳	投資一任契約に基づく運用を目的として保有するもの。上記（Y）は、第１提出者が使用する資金である。
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	84

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

第３【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) エボ ファンド (Evo Fund)
(2) エボリューション・キャピタル・マネジメント・エルエルシー (Evolution Capital Management LLC)

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)	200,000		200,000
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A 400,000	-	H 400,000
新株予約権付社債券 (株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計 (株・口)	O 600,000	P	Q 600,000
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		600,000
保有株券等の数 (総数) (O+P+Q-R-S)	T		600,000
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		800,000

(2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (2025年6月23日現在)	V 2,540,928
上記提出者の株券等保有割合 (%) (T / (U+V) × 100)	17.96
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	20.36

(3)【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数 (総数) (株・口)	株券等保有割合 (%)
エボ ファンド (Evo Fund)	600,000	20.40

エボリューション・キャピタル・マネジメント・エルエルシー (Evolution Capital Management LLC)	0	0.00
合計	600,000	17.96